

入居申込みについて

Q 研究開発室は、誰でも入居申請できますか？

A いくつかの条件はありますが、基本的には筑豊地域（隣接地を含む）において、起業を目指している方やスタートアップ企業の研究開発をされる方であれば入居申請の対象になります。

Q 入居を申し込む際には、どのような手続きが必要ですか？

A まず、入居協議書を提出してください。書式については当機構のホームページからもダウンロードできます。添付書類として、事業計画書又は事業の概要が分かるパンフレット等の参考資料、登記簿謄本、法人税申告書等が必要となります。

Q 申し込み後、入居までどれくらいの期間が必要ですか？

A 原則として、毎月5日までに入居協議書を受理し、約2週間後に入居審査会による審査を行います。入居が適当となれば、翌月から入居できます。

利用料金について

Q 利用料金のほか敷金などは必要ですか？

A 敷金は不要です。また、駐車場代や水道料も無料です。シェアオフィスについては、電気代込の利用料金になります。

Q 利用料金のほかにどんな費用がかかりますか？

A 特にはございません。

Q 利用料金支払いに対する助成制度があると聞きましたが？

A 飯塚市の支援事業（利用料金の1/2、上限5万円を2年間助成）として、助成制度があります。なお、飯塚市への申請が必要になります。詳しくは、飯塚市経済部経済政策推進室へお問い合わせください。（0948-22-5500 代表）

施設利用について

Q 研究開発室のほか、どのような施設が利用できますか？

A ミーティング室やコンサルティングルーム、コーディネートルームなど無料でご利用いただけるスペースもあります。その他、多目的ホールなど各研修会議室、プロジェクト推進室は有料となります。